

**岐阜県建設労働災害統計
災害事例集** (第45集)

令和8年8月



**建設業労働災害防止協会
岐阜県支部**

- 岐阜県内の労働災害の概況
- 主な業種別の労働災害の推移
- 建設業における労働災害の発生状況
- 岐阜県内の熱中症による労働災害の発生状況
- 岐阜県内の災害事例 (建設業)

岐阜県内の労働災害の概況

1 労働災害の推移

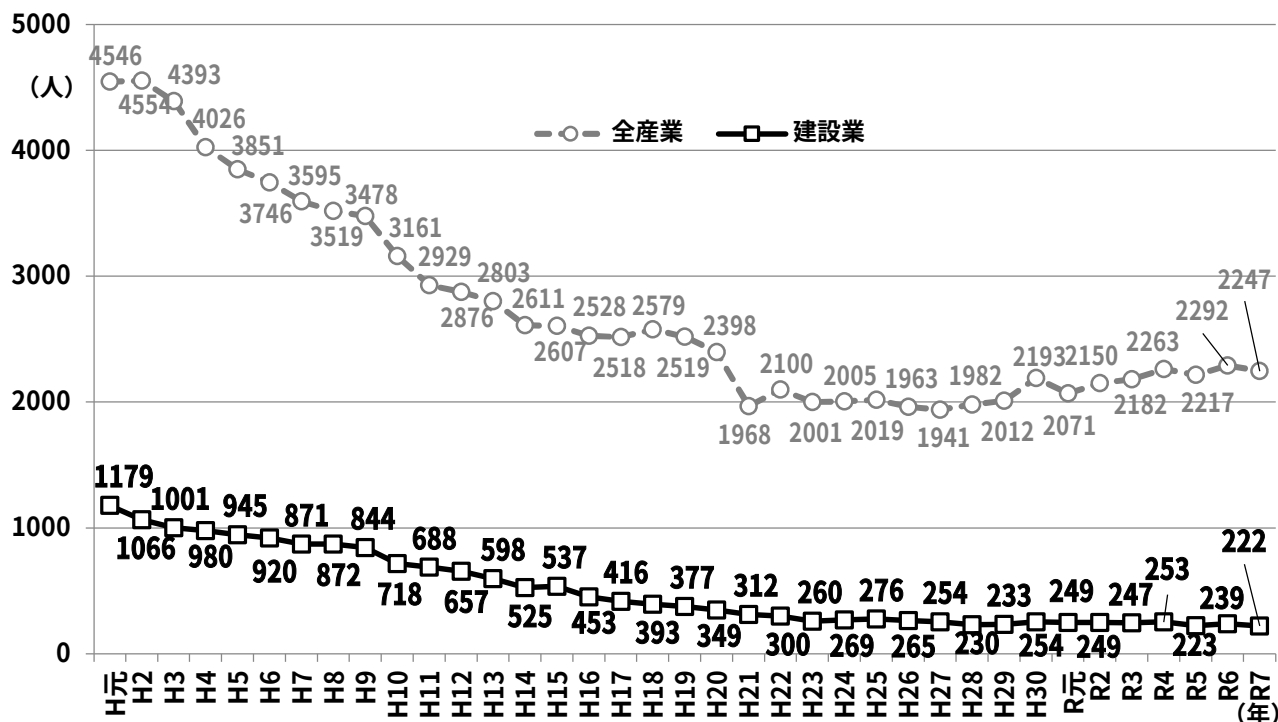
① 全産業

全産業における労働災害による休業4日以上^{※1}の死傷者数は、長期的に減少傾向を示した後、平成27年を境に増加傾向に転じています。令和7年は2247人と前年に比べて減少したものの、令和5年に比べて30人(1.4%)増加しており、平成27年の1941人と比較すると306人増加しています。また、死亡者数は6人で、令和6年に比べて10人減少しました。

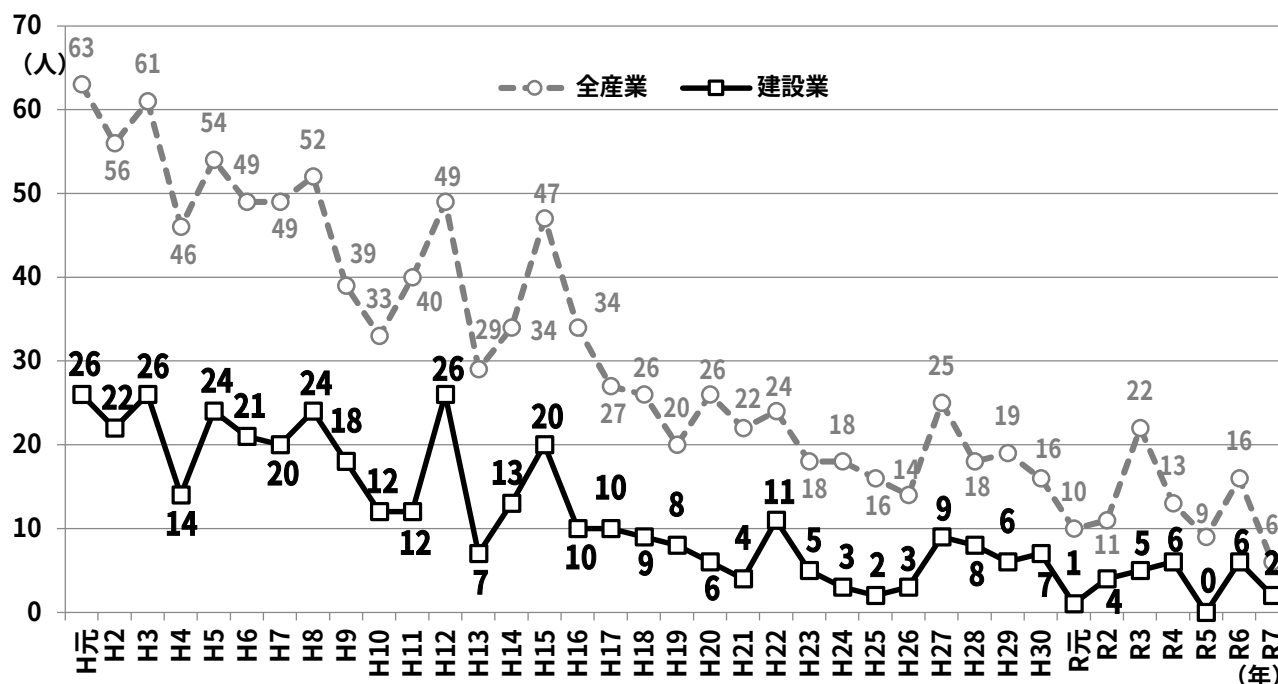
② 建設業

建設業における労働災害による休業4日以上^{※1}の死傷者数は、長期的に減少傾向を示した後、平成24年以降は増減を繰り返していましたが、令和7年は前年に比べて17人減少の222人と過去最少になりました。死亡者数は2人で、令和6年に比べて4人減少しています。

グラフ1・① 休業4日以上^{※1}の死傷者数の推移(平成元年～令和7年)



グラフ1・② 死亡者数の推移(平成元年～令和7年)

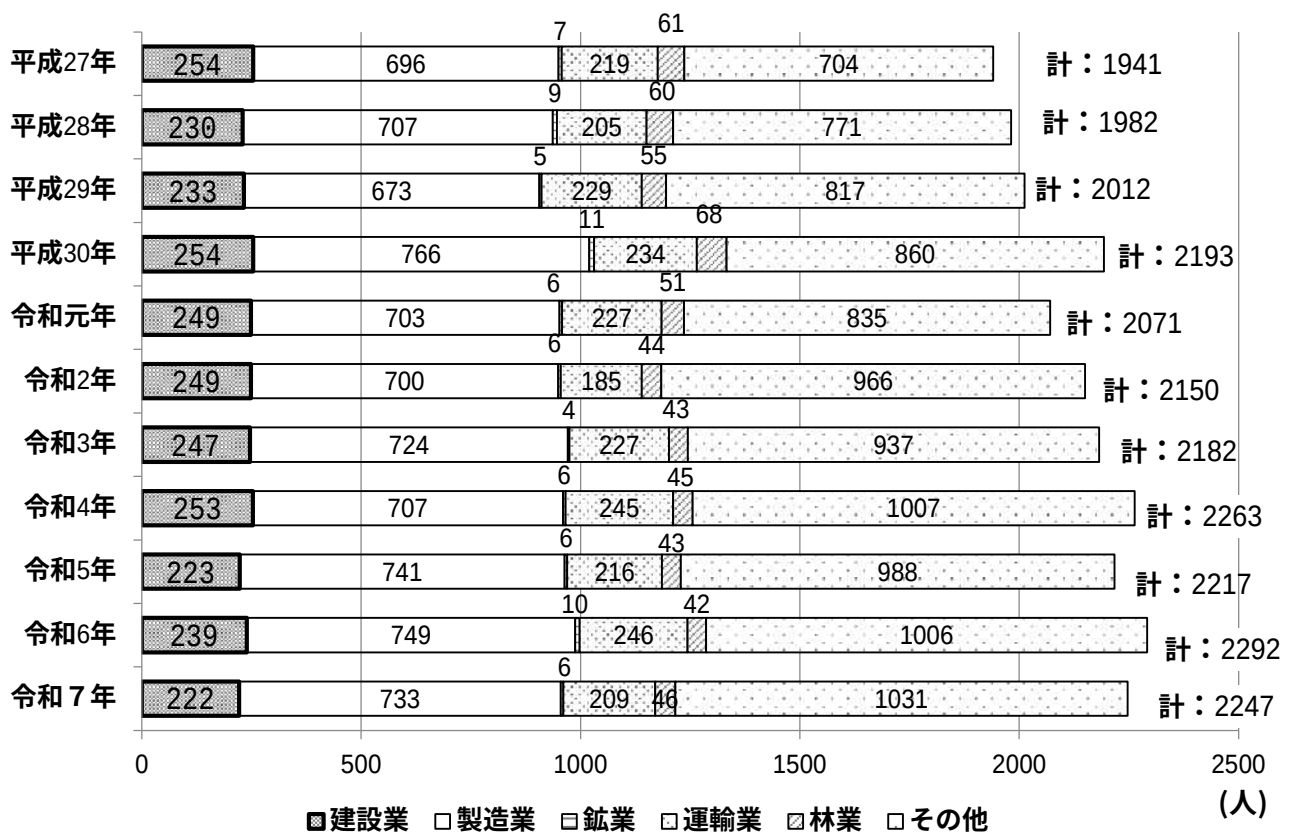


※1 労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上^{※1}の労働災害を集計・分析したものです。

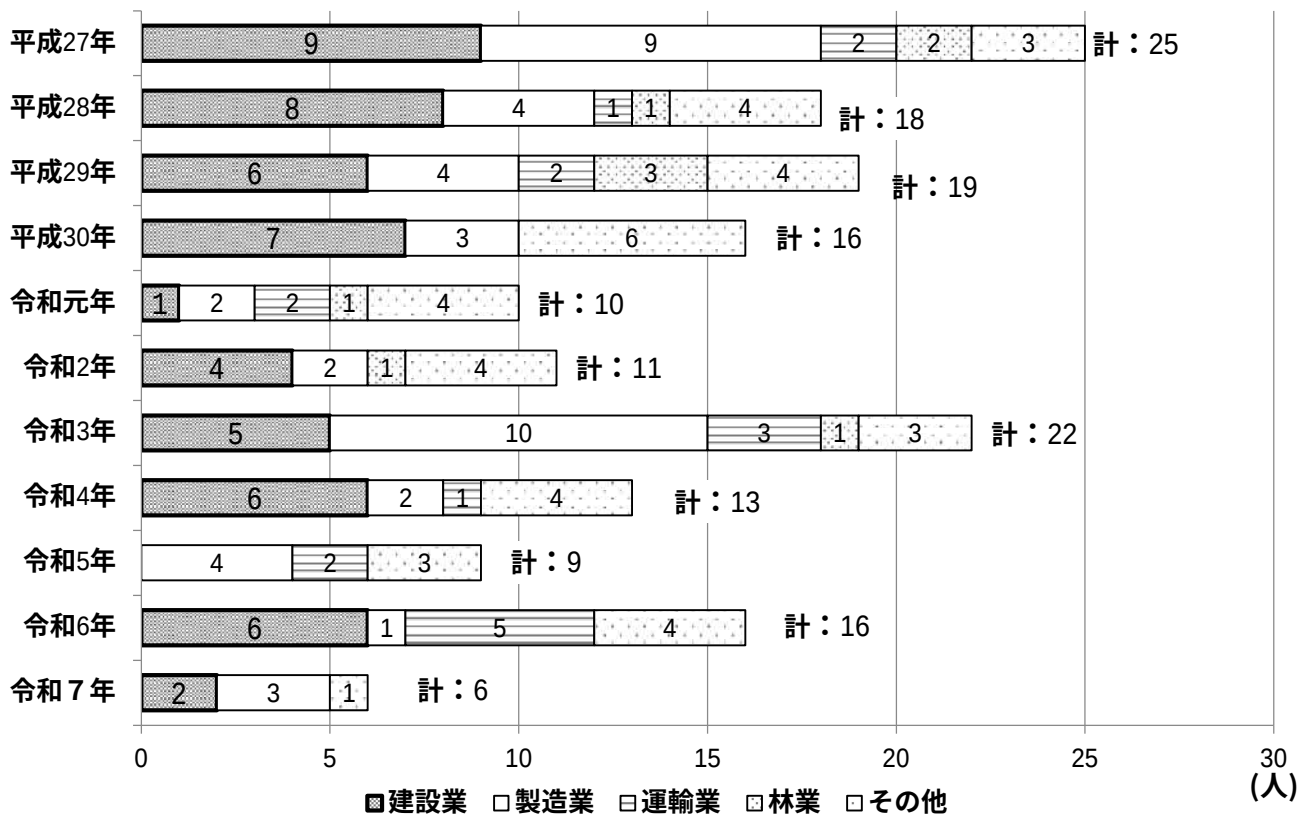
※2 新型コロナウイルス感染症に係るものは除いています。

2 主な業種別の労働災害の推移 (平成27年～令和7年 岐阜県内)

グラフ2-① 主な業種別の休業4日以上死傷者数の推移 (平成27年～令和7年)



グラフ2-② 主な業種別の死亡者数の推移 (平成27年～令和7年)



※1 労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上労働災害を集計・分析したものです。

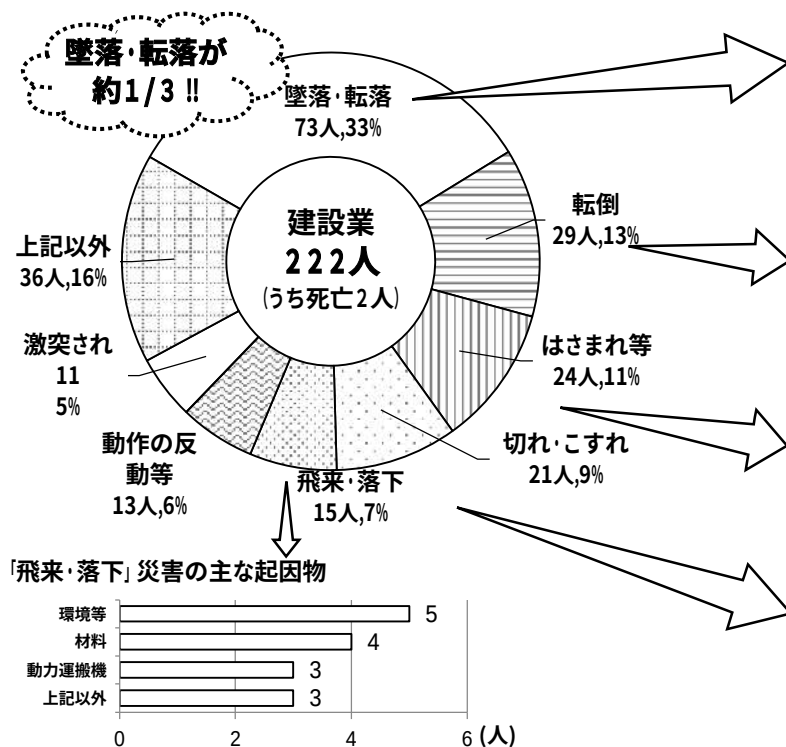
※2 新型コロナウイルス感染症に係るものは除いています。

3 建設業における労働災害の発生状況 (令和7年 岐阜県内)

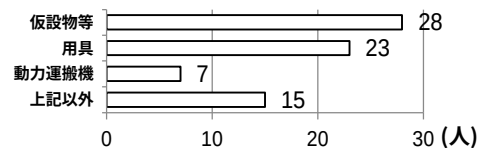
① 事故の型別

事故の型別で見ると、休業4日以上死傷災害では、依然として「墜落・転落」が最も多く、全体の約1/3を占め、次いで「転倒」、「はさまれ等」、「切れ・こすれ」、「飛来・落下」の順で多く発生しています。

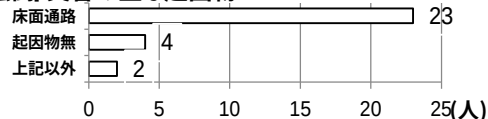
グラフ3-① 休業4日以上死傷災害の主な事故の型別 (令和7年)



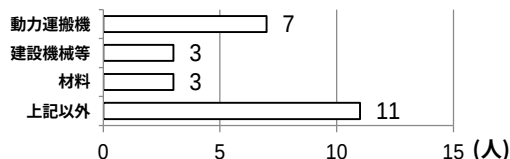
「墜落・転落」災害の主な起因物



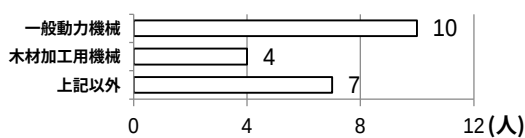
「転倒」災害の主な起因物



「はさまれ等」災害の主な起因物



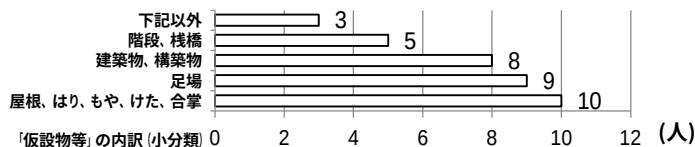
「切れ・こすれ」等災害の主な起因物



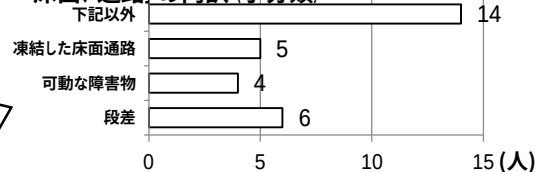
② 起因物別 (中分類)

起因物別に見ると、休業4日以上死傷災害では「仮設物、建築物、構築物等」が最も多く、次いで「床面、通路」、「用具」、「環境等」、「動力運搬機」、「材料」、「建設機械等」の順で多く発生しています。死亡災害では、「建設機械等」、「建設物・構築物」によりそれぞれ1人の方が亡くなっています。

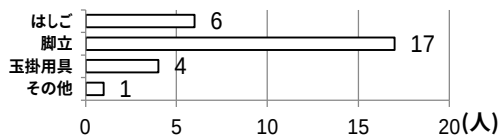
グラフ3-② 休業4日以上死傷災害の主な起因物別 (令和7年)



「床面、通路」の内訳 (小分類)



「用具」の内訳 (小分類)



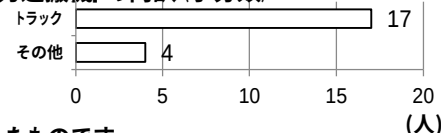
「環境等」の内訳 (小分類)



「材料」の内訳 (小分類)



「動力運搬機」の内訳 (小分類)



※1 労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上死傷災害を集計・分析したものです。

※2 新型コロナウイルス感染症に係るものは除いています。

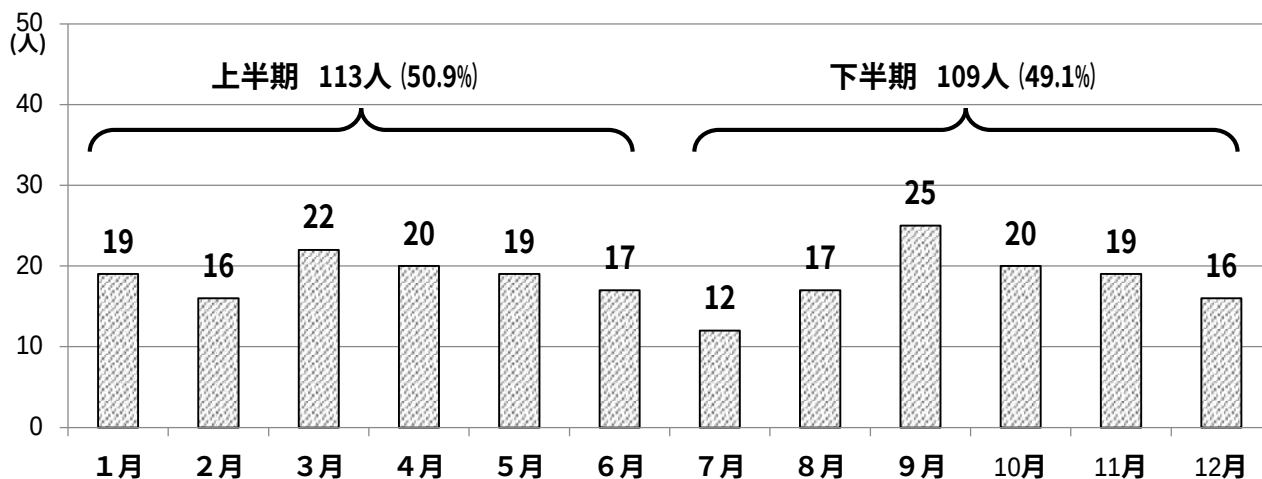
③ 月別・曜日別・時間別

発生月別では、9月、3月、4月、10月の順で多く、上半期の方が多くなっています。

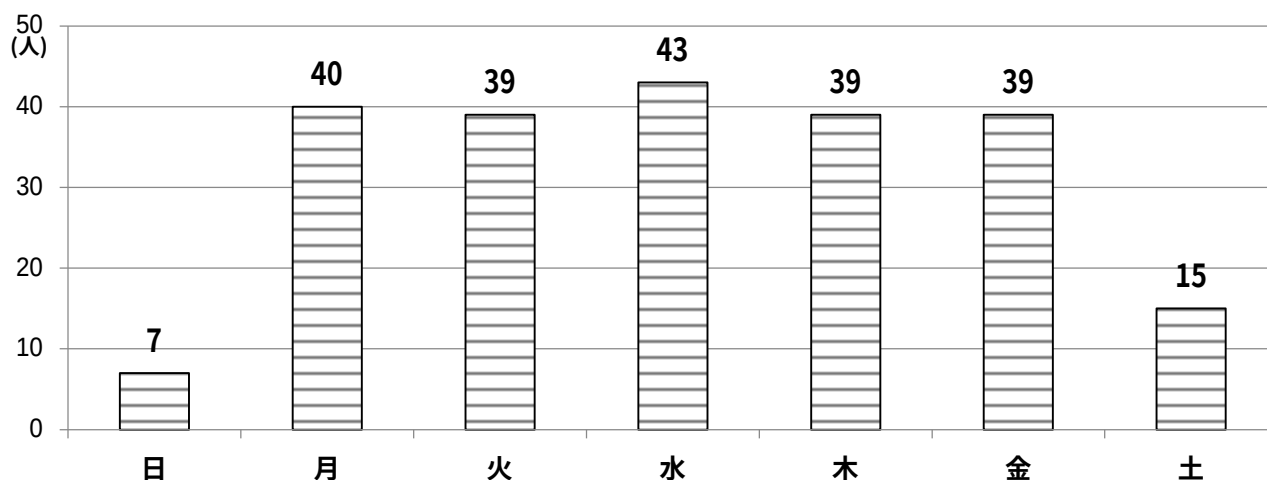
発生曜日別では、土日以外の平日は、大きな差はありませんでした。

発生時間別では、午前は10時台をピークに8時台から11時台で発生、午後は、14時台と16時台に多く発生しています。

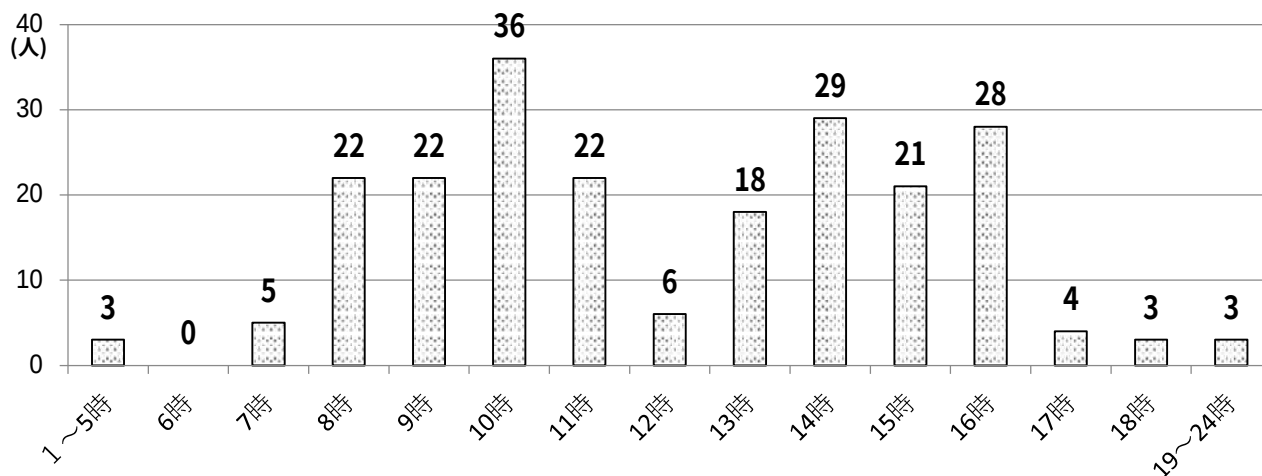
グラフ3-③-(1) 休業4日以上之死傷災害の月別 (令和7年)



グラフ3-③-(2) 休業4日以上之死傷災害の曜日別 (令和7年)



グラフ3-③-(3) 休業4日以上之死傷災害の発生時間別 (令和7年)



※1 労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上之労働災害を集計・分析したものです。

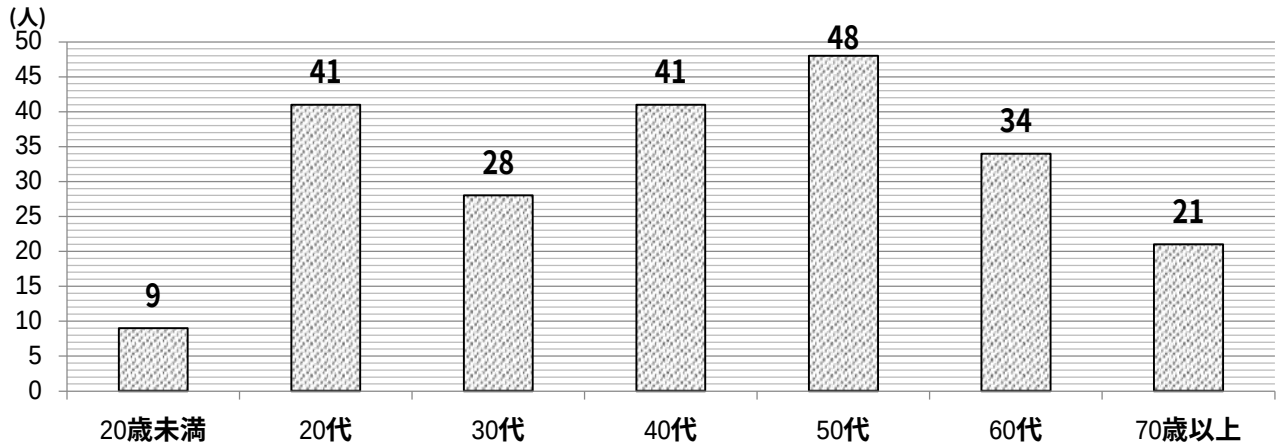
※2 新型コロナウイルス感染症に係るものは除いています。

④ 被災労働者の年齢・経験期間別

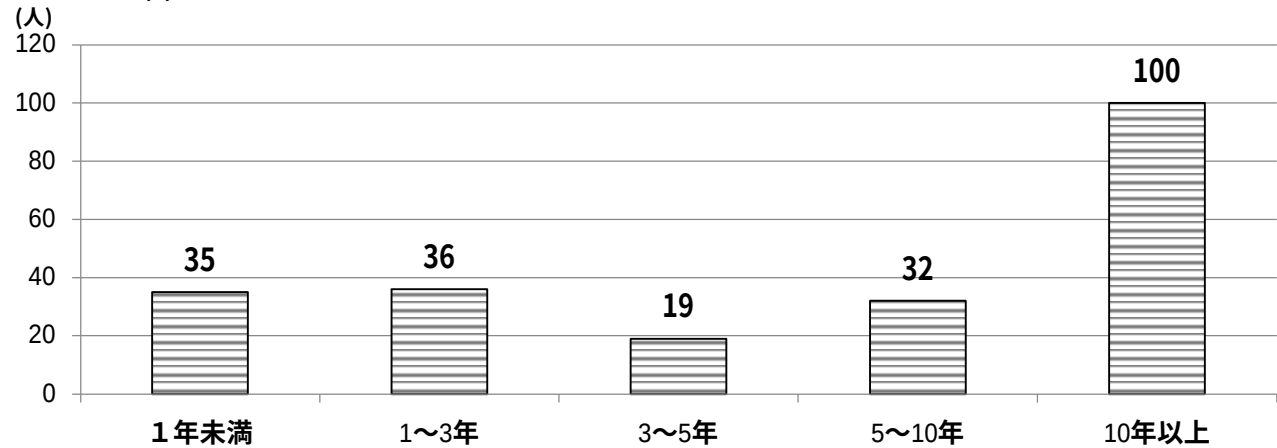
年齢別では、50代が最も多く、次いで40代、20代、60代の順で多く発生しており、どの世代においても災害が発生しています。

経験期間では、10年以上経験者による災害が多く、次いで1年以上3年未満となっており、業務に従事した期間が5年を超えて作業に慣れてくるとまた被災が増える傾向となっています。

グラフ3-④-(1) 休業4日以上之死傷災害の被災者の年齢別 (令和7年)



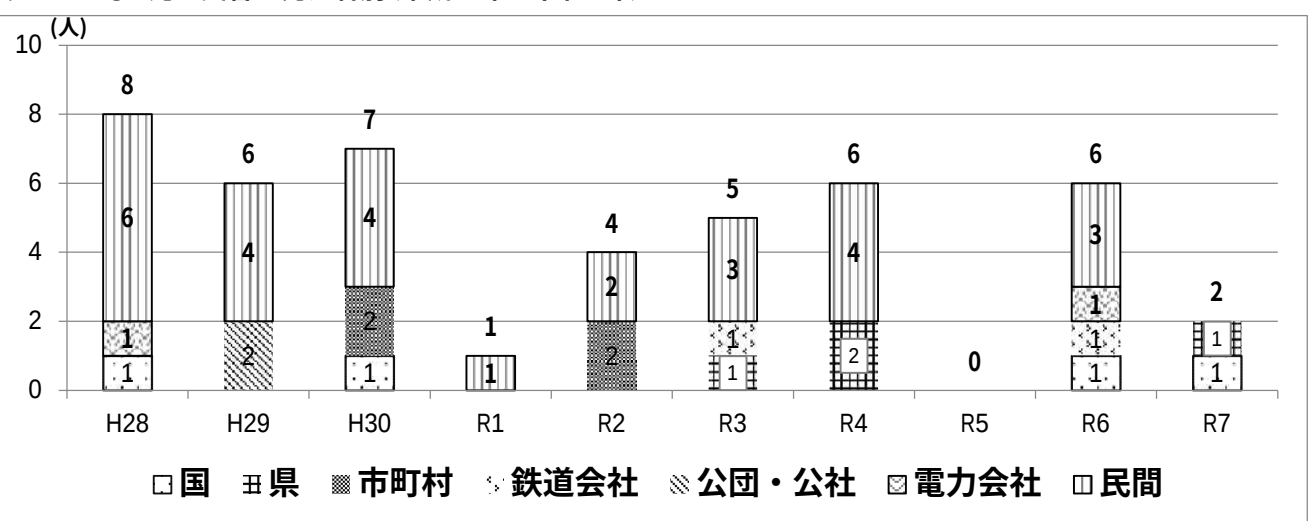
グラフ3-④-(2) 休業4日以上之死傷災害の被災労働者の経験期間別 (令和7年)



⑤ 工事の発注者別

発注者別では、民間の発注工事において過去10年間に発生した死亡災害全体の約6割を占めています。

グラフ3-⑤ 死亡災害の発注者別 (平成27年～令和7年)



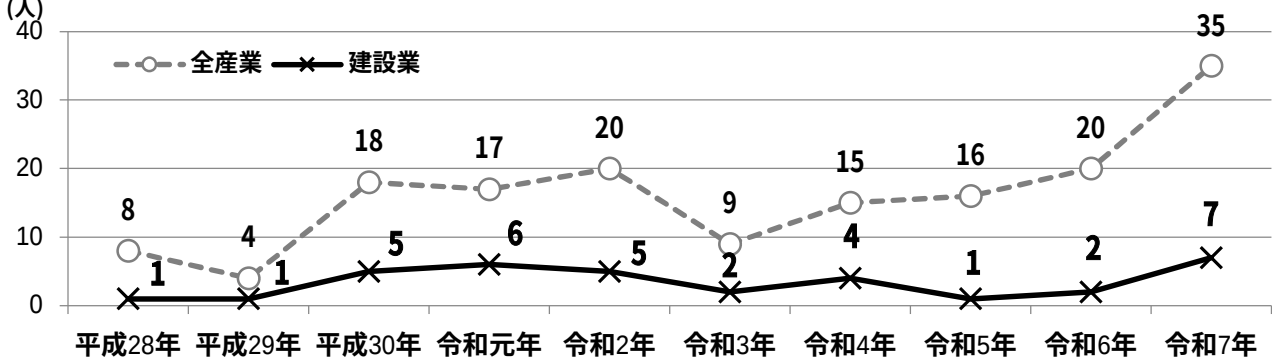
※1 労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上之労働災害を集計・分析したものです。

※2 新型コロナウイルス感染症に係るものは除いています。

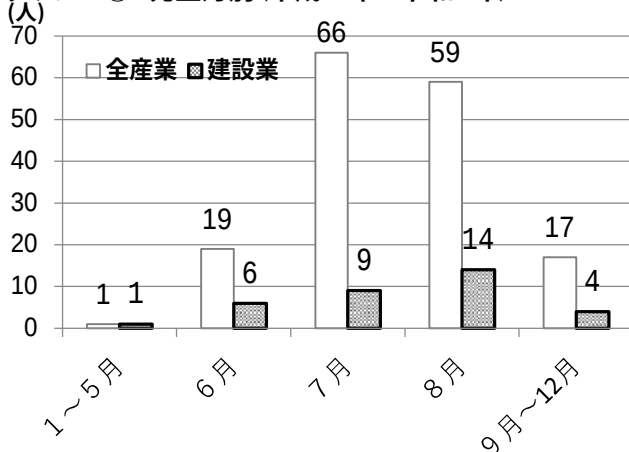
4 岐阜県内の熱中症による労働災害発生状況(休業4日以上死傷者数)

令和7年に発生した岐阜県内の休業4日以上死傷者数の熱中症による労働災害は35人で、令和6年に比べて15人増加しました。建設業では7人で、令和6年に比べて5人増加しました。

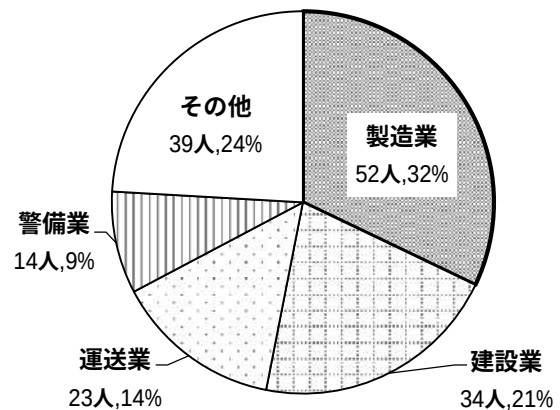
グラフ4-① 発生年別の推移(平成28年～令和7年)



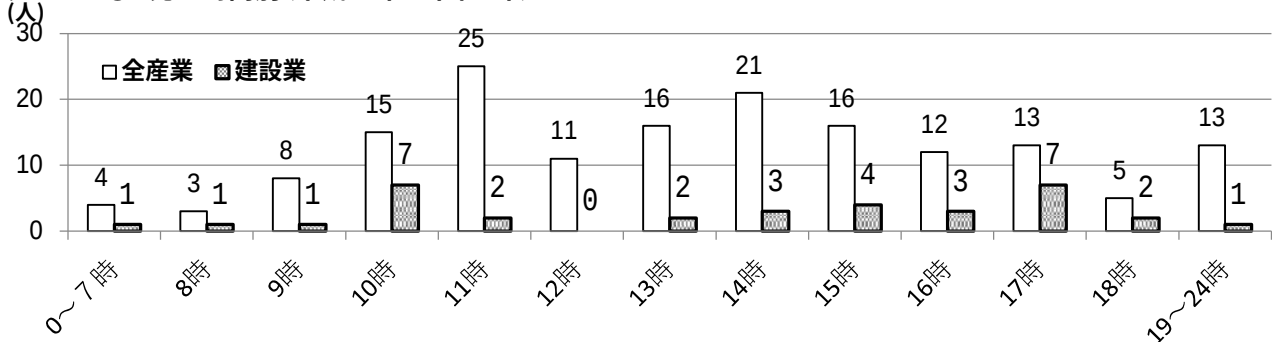
グラフ4-② 発生月別(平成28年～令和7年)



グラフ4-③ 主な業種別(平成28年～令和7年)



グラフ4-④ 発生時間別(平成28年～令和7年)



※1 労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上死傷者数の労働災害を集計・分析したものです。

※2 新型コロナウイルス感染症に係るものは除いています。

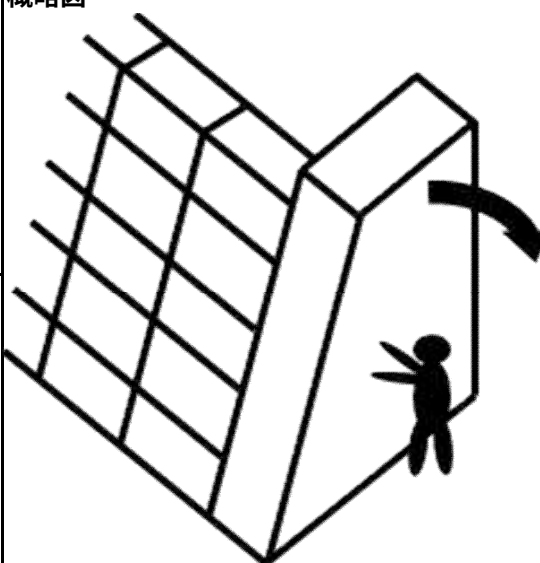
熱中症の予防対策のポイント

- ・ 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、「熱中症の自覚症状がある作業員」又は「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制(連絡先や担当者)を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること。
- ・ 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、「作業からの離脱」、「身体の冷却」、「必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること」及び「事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等」など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること。
- ・ JIS規格「JIS B 7922」に適合するWBGT指数計でWBGT値を測定しましょう。
- ・ 休憩場所を設置し、氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。
- ・ 通気性の良い服などを着用しましょう。
- ・ WBGT値が高いときは、単独作業を控え、WBGTに応じて作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をしましょう。
- ・ のどが渇いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。

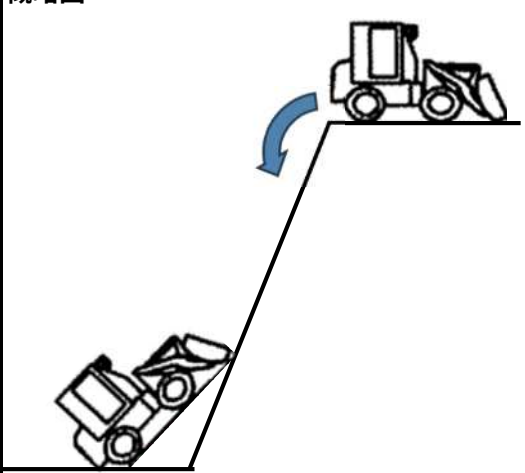
災 害 事 例

- 事例1 ブロック積施行中に小口止が倒れて下敷きに
- 事例2 建設重機の転落
- 事例3 熱中症を発症
- 事例4 立木の枝打ち作業中に転落
- 事例5 荷台から転圧機とともに転落し、転圧機の手が顔面に当たったもの
- 事例6 付着灰と接触して火傷する
- 事例7 解体撤去中の歩廊が落下して手指を骨折する
- 事例8 荷を重機で移動中に荷が落下し、被災者に当たったもの
- 事例9 材料を運搬中に手首を負傷する

※ 災害発生状況は、同種労働災害の再発防止の観点から編集を加えています。
 ※ 再発防止対策、ポイントは、法令遵守に限らず、安全管理上の望ましい対策として参考となるよう記載しています。

事例1				ブロック積施行中に小口止が倒れて下敷きに			
■ 事故の型		倒壊・崩壊		■ 起因物		建築物・構造物	
■ 職 種		土木工		■ 経験		10年以上	
■ 工事の種類		河川土木工事業		■ 被災の程度		死亡	
■ 発注者		県		■ 発注者		県	
災害発生状況				概略図			
河川護岸工事のブロック積み施工中、端部に高さ3mの小口止め（コンクリート壁）を既製品とコンクリート打設により設置し、コンクリート型枠を解体していたところ、小口止めが倒れて下敷きになった。							
主な再発防止対策							
- 設計段階で、安全な施工ができるように、小口止めの倒壊防止対策を考慮した施工方法を検討すること。 - 安全な作業方法を定め、作業者に周知・徹底すること。							
ポイント							
作業開始前に具体的な作業手順を定め、リスクアセスメントを実施し、適切な安全対策を講じましょう。また作業手順や安全対策の内容を関係労働者に周知徹底しましょう。							

事例2 建設重機の転落

■ 事故の型	墜落・転落	■ 起因物	整地運搬積込み用機械
■ 職 種	重機工	■ 被災の程度	死亡
■ 工事の種類	■ 経験 10年以上 その他の土木工事	■ 発注者	国
災害発生状況 林道上の土砂及び落石の除去作業中、被災者が運転していたトラクター・ショベルの後輪が脱輪し、約15m下の河川に転落した。		概略図 	
主な再発防止対策 ・ 重機作業で路肩に近づく場合は、誘導者を配置すること。 ・ 作業場所の広さ等に応じて、適切な重機を使用すること。			

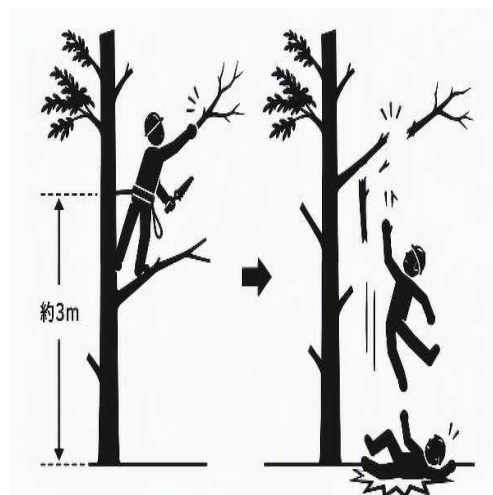
ポイント ・ 複数人で作業を行うときは、重機の接触、転落防止のための誘導員を設け、路肩に近づかないように、安全な作業計画を策定しましょう。 ・ 路面状況を事前に把握し、必要に応じ危険箇所の表示を行いましょう。
--

事例3 熱中症を発症

■ 事故の型	高温・低温物との接触	■ 起因物	高温低温環境
■ 職 種	重機工	■ 被災の程度	4日
■ 工事の種類	■ 経験 10年以上 一般電気工事業	■ 発注者	民間
災害発生状況 屋外において、電気配管埋設のため重機に乗り掘削作業を行っていた。休憩は10時、15時の2回あったものの当日(16時)の気温が高く、屋外での作業だったため、脱水症状、手がしびれるなどの熱中症の症状が現れた。		概略図 	
主な再発防止対策 ・ 暑さ指数の把握を行い、暑さ指数に応じた作業手順・作業計画の策定と関係者への周知を行うこと。 ・ 熱中症に係る教育研修を実施し、緊急時の対応の事前確認、服装の選定などを検討すること。			

ポイント ・ 暑熱な環境となりやすい時期には暑さ指数が把握できる指数計等を準備し、暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業手順・作業計画を策定するとともに、管理者及び作業者に対し、熱中症に係る教育研修を実施しましょう。
--

事例4 **立木の枝打ち作業中に転落**

■ 事故の型	2m以上からの転落墜落			■ 起因物	立木
■ 職 種	造園工	■ 経験	5年以上	■ 被災の程度	2か月
■ 工事の種類	その他の土木工事			■ 発注者	市町村
災害発生状況				概略図	
3m程の脚立を昇降設備として使用し、立木の枝打ち作業を行っていた。この立木の枝打ち作業中に誤って、枯れ枝につかり、高さ3m位の枯れ枝の場所から転落したもの。					
主な再発防止対策					
・ 高所作業車の使用や安全な足場を設けることなど、より安全な方法の検討を行うこと。 ・ 安全な作業床として、2m以上の脚立を選択する場合、高所作業時の墜落制止用器具着用の徹底や墜落制止用器具取付設備を設けること。					

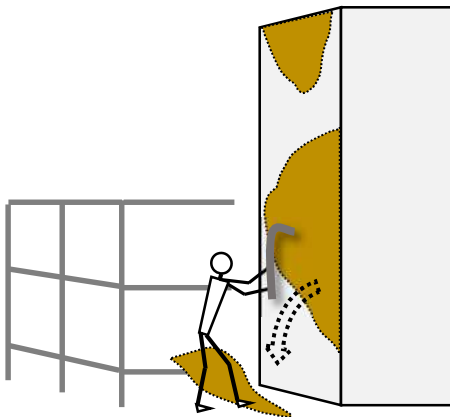
ポイント	
・ 高さ2m以上の箇所で作業を行う場合、高所作業車の使用や足場の設置等により、安全な作業床が確保できる環境であるか確認をしましょう。 ・ 上記の方法によることが困難であり、2m以上の梯子や脚立を使用する必要がある場合は、墜落転落防止のための墜落制止用器具を着用し、当該保護具を有効に使用できる設備を設けましょう。	

事例5 **荷台から転圧機とともに転落し、転圧機の取手が顔面に当たったもの**

■ 事故の型	飛来・落下			■ 起因物	建設機械
■ 職 種	土木工	■ 経験	20年	■ 被災の程度	3か月
■ 工事の種類	その他の土木工事			■ 発注者	民間
災害発生状況				概略図	
転圧機の積み替え作業時に荷台から転圧機を降ろそうとして、後方ゲートに被災者は足を掛けた際に、転圧機とともに落下した。落下した転圧機がはね、転圧機の取手が被災者の顔面にぶつかったもの。					
主な再発防止対策					
・ 荷役作業時の積卸作業を行うときは、指揮者を定めて安全な作業方法を決定し、当該指揮者に作業を直接指揮させること。 ・ 安全な昇降設備を設け、安全な作業床を設けて作業すること。					

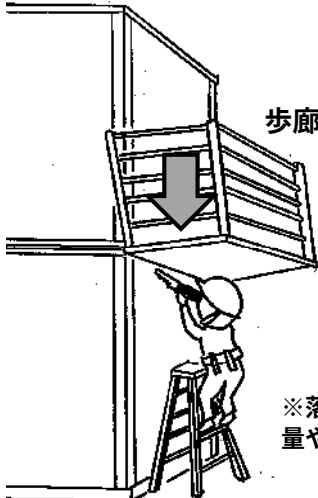
ポイント	
・ 荷役作業時に取扱う一つの荷の重量が100kg以上となる場合は、作業指揮者を配置し、当該作業（ロープ掛け作業、シート掛け作業及びロープ解き作業、シート外し作業を含む。）を作業指揮者に直接指揮させる必要があります。	

事例6 付着灰と接触して火傷する

■ 事故の型	高温・低温の物との接触			■ 起因物	その他の起因物
■ 職 種	足場工	■ 経験	30年以上	■ 被災の程度	休業3か月
■ 工事の種類	建築設備工事			■ 発注者	民間
災害発生状況				概略図	
ごみ焼却炉の内部で足場の組立て作業中、炉壁の付着灰が障害となったため、付着灰を除去したところ、付着灰が崩れて被災者の下肢に被さった。 付着灰は表面は冷えていたが、内部は蓄熱していたため下肢に火傷を負った（両下肢等Ⅲ度熱傷）。					
主な再発防止対策					
- 足場の組立て作業を行う前に周囲の構造物等の位置を確認し、障害物等があれば事前に除去すること。 - 付着灰の除去に係る作業方法、作業手順を定めた上で、必要に応じて耐熱服の着用をして作業を行うこと。					

ポイント
焼却施設における灰出し、設備の保守点検等の作業前の清掃、焼却灰の運搬、飛灰の固化等の作業については、ダイオキシン類ばく露防止対策要綱が定められており、耐熱服の使用についても記載されています。

事例7 解体撤去中の歩廊が落下して手指を骨折する

■ 事故の型	飛来、落下		■ 起因物	建築物、構築物	
■ 職 種	設備工	■ 経験	13年	■ 被災の程度	休業3か月
■ 工事の種類	建屋解体工事		■ 発注者	民間	
災害発生状況			概略図		
2階建て建屋（コンテナを上下に2段積み重ねたコンテナハウス）の解体工事中に発生した災害。2階外部通路（歩廊）を建屋から撤去するため、被災者は地上に据えた脚立に乗った状態で、電動のこぎり（セーバーソー）を用いて、建屋と歩廊との接合部を切断していた。歩廊の接合部は建屋壁面に向かって水平に3か所（左端・中央・右端）並んでおり、被災者が手始めに中央の接合部を切断したところ、左端の接合部も外れて歩廊が落下した。被災者は、落下した歩廊と脚立との間に右半身を挟まれ、右手中指と右手薬指を骨折するとともに、胸部も打撲し右肋骨にひびが入った。各接合部が劣化していたものと考えられている。			2階建てコンテナハウス  ※落下した歩廊の重量や形状は不明。		
主な再発防止対策 - 工作物の倒壊、物体の飛来又は落下等による危険を防止するため、あらかじめ、当該工作物の形状、亀裂の有無、周囲の状況等を調査し、適切な作業計画を策定し、その作業計画に従って作業を行うこと。 - 撤去する工作物の下に入らないこと。					

ポイント
適切な作業計画の策定と関係者への周知を徹底しましょう。

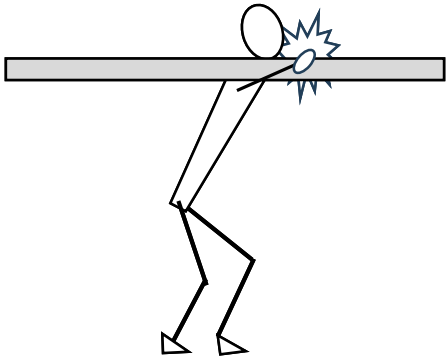
事例8 荷を重機で移動中に荷が落下し、被災者に当たったもの

■ 事故の型	飛来・落下	■ 起因物	建設機械
■ 職 種	土木工	■ 経験	6年
■ 工事の種類	その他の土木工事	■ 被災の程度	3か月
■ 発注者	—	■ 概略図	
災害発生状況 資材置場において、重機で鉄板を移動していた。吊り上げていた鉄板を移動させるために重機が旋回した際、付近にいた作業者の足に鉄板が落下し、足を負傷した。			
主な再発防止対策 ・ 吊荷の下および重機旋回範囲への立入りを禁止し、バリケードやカラーコーン等で立入禁止区域を区画する。 ・ 立入禁止箇所へ立入る場合は、誘導員を配置し重機オペレーターと確実に連携する。 ・ 作業開始前に危険予知活動 (KY) を実施する。 ・ 玉掛け・荷の保持状態を十分確認してから移動する。			

ポイント

- ・ 荷役作業を重機で行う場合は、重機や荷との接触を防止するため立入禁止区域を明確にするとともに、作業の合図等の徹底を図ってください。なお重機を移動式クレーン仕様にできない場合、用途外使用となりますのでご注意ください。

事例9 材料を運搬中に手首を負傷する

■ 事故の型	動作の反動・無理な動作	■ 起因物	なし
■ 職 種	とび工	■ 経験	3年
■ 工事の種類	その他の建設工事	■ 被災の程度	4か月
■ 発注者	—	■ 概略図	
災害発生状況 敷地内で資材の整理作業中、パイプ材を持ち上げようとしたとき、右手首から異音が生じ、激痛で動けなくなった。			
主な再発防止対策 ・ 重量物を持ち上げる際の安全衛生教育を充実させること。 ・ 身体機能の低下が行動災害の要因となる場合があるため、体力測定などを実施し、労働者の健康や体力の状況に応じた作業内容、作業方法とすること。			

ポイント

- ・ 労働者の行動災害を防止するため、安全衛生教育の充実を図り、身体への負荷が小さい作業方法や作業環境を確立し、働く人に安全で安心な職場環境を作りましょう。

高年齢者の労働災害防止のための指針 (エイジフレンドリー指針)を策定しました

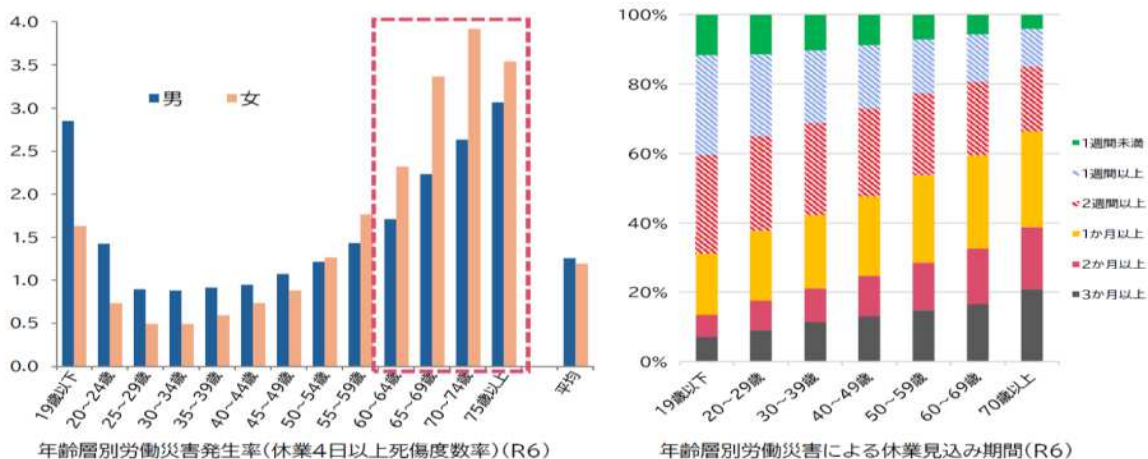
概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)により、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高年齢者の労働災害防止のための指針」(エイジフレンドリー指針)を策定しました。

このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高年齢者の労働災害防止対策をまとめたものです。皆さまの事業場での、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等に、ぜひご活用ください。

高年齢者をめぐる労働災害の現状

高年齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。



社会の高齢化に伴い、高年齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

指針の主なポイントは次頁をご覧ください⇒

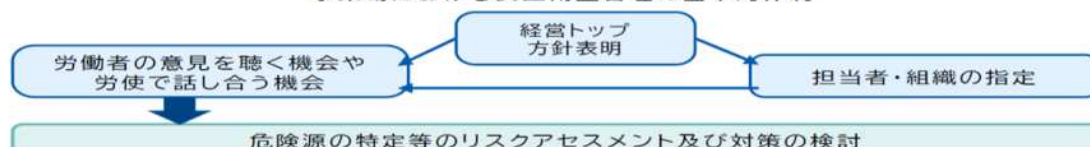
事業者が講ずべき措置

1. 安全衛生管理体制の確立等

経営トップによる方針表明及び体制整備

- ・ 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。
- ・ 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合ひましょう。

事業場における安全衛生管理の基本的体制



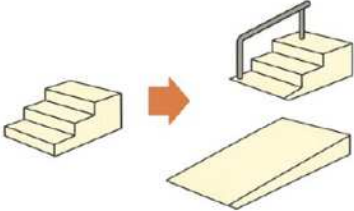
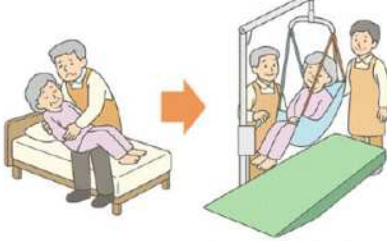
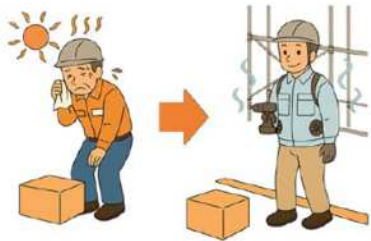
高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2~5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

2. 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入（最優先）と高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
 階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする	 リフトやスライディングボード等の導入	 体温を下げるための機能のある服などの導入

3. 高年齢者の健康や体力の状況の把握

健康状況・体力の状況の把握

- ・ 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- ・ 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。

4. 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

高年齢者の状況に応じた業務の提供

高年齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めましょう。

心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

5. 安全衛生教育

高年齢者に対する教育

- ・ 法令に基づく教育等を確実に行いましょう。
- ・ 作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするには、十分な時間が必要です。高年齢者が経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

管理監督者等に対する教育

高年齢者特有の特性と高年齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努め、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進める必要があります。